

④町の名称

*「④町の名称」では、町の名称の取扱いについての考え方を示しています。

■基本的な考え方

町の名称の取扱いは、地域の歴史、文化などを考慮し、平成 29 年 4 月 1 日(特別区の設置の日)までの間に住民の意見を踏まえて大阪市長が定めます。

(参考)協議会で示した考え方やイメージ

現在の行政区の名称は、地域の歴史や文化を踏まえ、長年使用されてきたものであり、住民にとって愛着があると考えられることから、一定のルールに基づいて、町名に反映します。

◆原則、新たに設置する特別区の名称と現在の町名の間に、現在の行政区名を挿入

	市区名	行政区名	町名
変更前	大阪市	■■■区	○○町 × 丁目
変更後	△△区	—	■■■△△町 × 丁目

例	現在の町名	変更後の町名(案)
	・淀川区 十三本町 ・此花区 西九条 ・城東区 中央 ・阿倍野区 文の里 ・天王寺区 上本町	・北区 淀川十三本町 ・湾岸区 此花西九条 ・東区 城東中央 ・南区 阿倍野文の里 ・中央区 天王寺上本町

例外 1. 北区・中央区・西区については、旧町名を引き継ぐ観点から、現在の行政区名を挿入しない

(適用例)	現在の町名	変更後の町名(案)
	・北区 梅田 ・中央区 難波 ・西区 南堀江	・北区 梅田 ・中央区 難波 ・中央区 南堀江

例外 2. 行政区名と町名が連続する場合は、現在の行政区名を挿入しない(漢字表記も含む)

(適用例)	現在の町名	変更後の町名(案)
	・福島区 福島 ・港区 港晴 ・生野区 生野西 ・住之江区 住之江 ・浪速区 浪速西	・北区 福島 ・湾岸区 港晴 ・東区 生野西 ・南区 住之江 ・中央区 浪速西

出典：第 15 回大阪府・大阪市特別区設置協議会(H26.7.9)

ひとくちメモ

特別区の設置が決まった場合は、例えば町単位で現在の町名の前に行政区名を追加するかどうかが、住民のみなさんのご意見をお聞きして決定します。

⑤特別区と大阪府の事務の分担

***地方自治体の事務には**、法律等に基づいて実施しなければならない事務(住民票、生活保護など)と、地方自治体の自由な判断で実施できる事務(生涯学習、企業支援など)があります。

*「⑤特別区と大阪府の事務の分担」では、特別区と大阪府が行う仕事の分担をお示ししています。

■基本的な考え方

大阪市と大阪府で現在行っている事務について、次の考え方により特別区と大阪府で分担します。

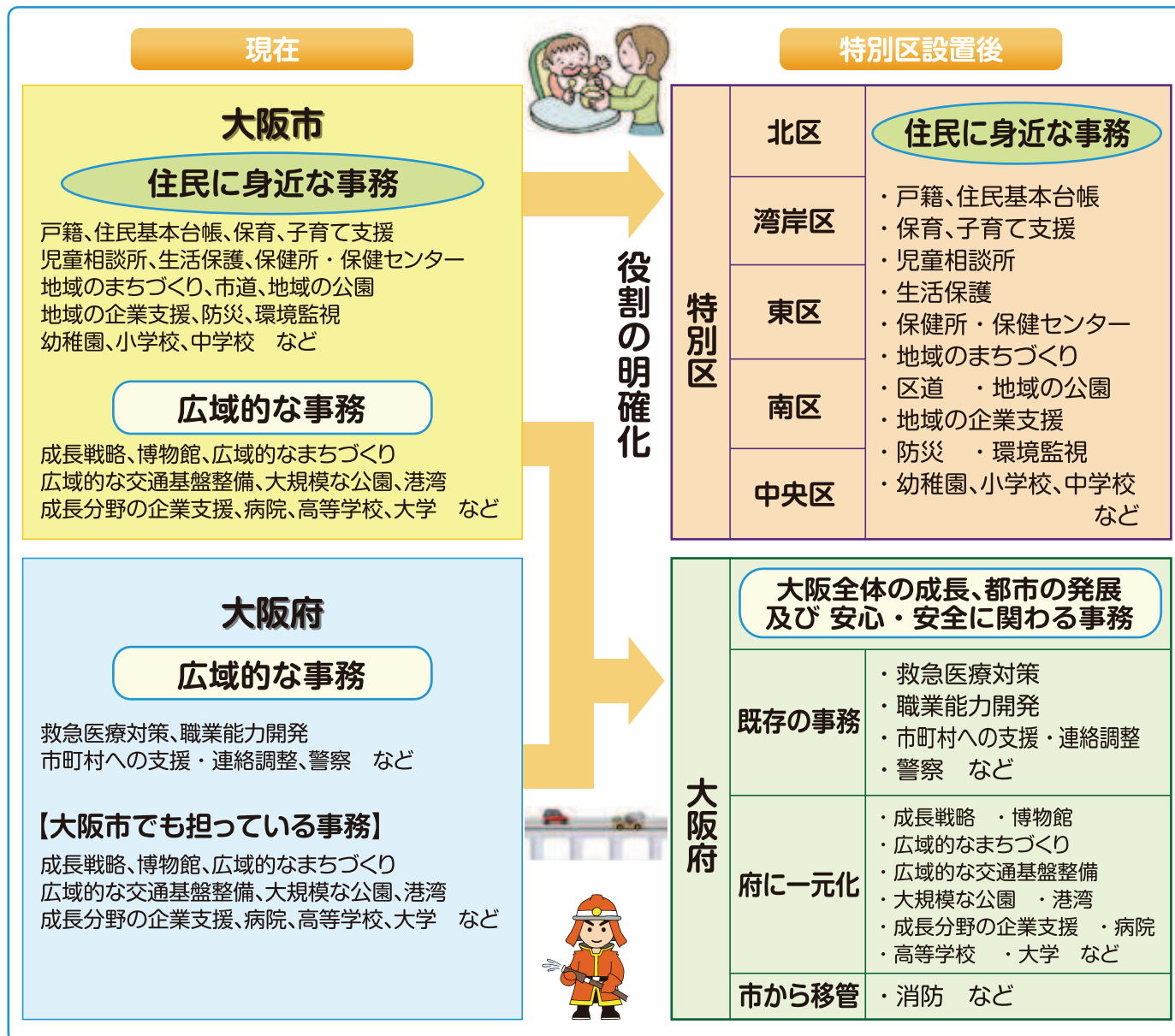
◆特別区は、基礎自治体として、住民に身近な事務を行います。

◆大阪府は、特別区を包括する広域自治体として、大阪全体の成長、都市の発展及び安心・安全に関わる事務などを行います。

■事務の承継にあたっては、大阪市及び大阪府は、これまで蓄積してきた行政のノウハウ及び高度できめ細かな住民サービスの水準を低下させないよう適正に事務を引き継ぎます。

■特別区の設置の日以後は、各種事務事業のサービス水準及びその内容の必要性・妥当性について十分な検討を行い、住民の福祉の向上が図られるよう、事務事業の見直しに努めます。

〈事務の分担(イメージ)〉



〈特別区設置後の特別区と大阪府の主な事務の内容〉

特別区	住民に身近な事務	
	住民生活	戸籍 住民基本台帳 印鑑登録 パスポート交付 地域振興 地域のスポーツ施設
	福祉・健康	保育 子育て支援 児童相談所 生活保護 高齢者福祉 障がい者福祉 保健所・保健センター
	まちづくり	地域のまちづくり(景観地区、地区計画(大規模な再開発等促進区などを除く)など) 区道 地域の公園 区営住宅
	産業	地域の企業支援(商店街など)
	消防・防災	防災
大阪府	環境	環境監視 ごみ収集
	教育	幼稚園 小学校 中学校
	*専門性の確保が特に必要なもの、サービスの実施にあたり公平性・効率性を特に確保する必要があるものは、特別区が連携して行います。(P24「⑩一部事務組合、機関等の共同設置」参照)	
	*現在の区役所等を特別区の本庁舎及び支所等にして、窓口業務などを引き続き行うこととして行います。(P18「⑥職員の移管」参照)	

大阪府	大阪全体の成長、都市の発展及び安心・安全に関わる事務	
	都市経営	都市魅力
	成長戦略 グランドデザイン・大阪	観光 博物館 美術館
	まちづくり	広域的なまちづくり(都市再生特別地区、用途地域など) 広域的な交通基盤整備(鉄道、高速道路、国道・府道、空港など) 大規模な公園(大阪城公園、天王寺公園、鶴見緑地など) 港湾 下水道
	産業	成長分野の企業支援 卸売市場
	消防・防災	消防
大阪府	健康	病院 精神保健福祉センター
	教育	高等学校 特別支援学校 大学
	*現在大阪府が実施している地下鉄・バス事業は、民営化を進めていますが、平成29年4月1日(特別区の設置の日)までの間に民営化が実現されない場合は、これらの事業は大阪府が行います。	

⑥職員の移管(特別区の職員体制)

＊職員の移管とは、特別区と大阪府が実施する事務の分担に応じて、大阪市と大阪府の職員を特別区又は大阪府の職員として引き継ぐことです。

＊「⑥職員の移管」では、特別区と大阪府の職員体制の考え方を示しています。

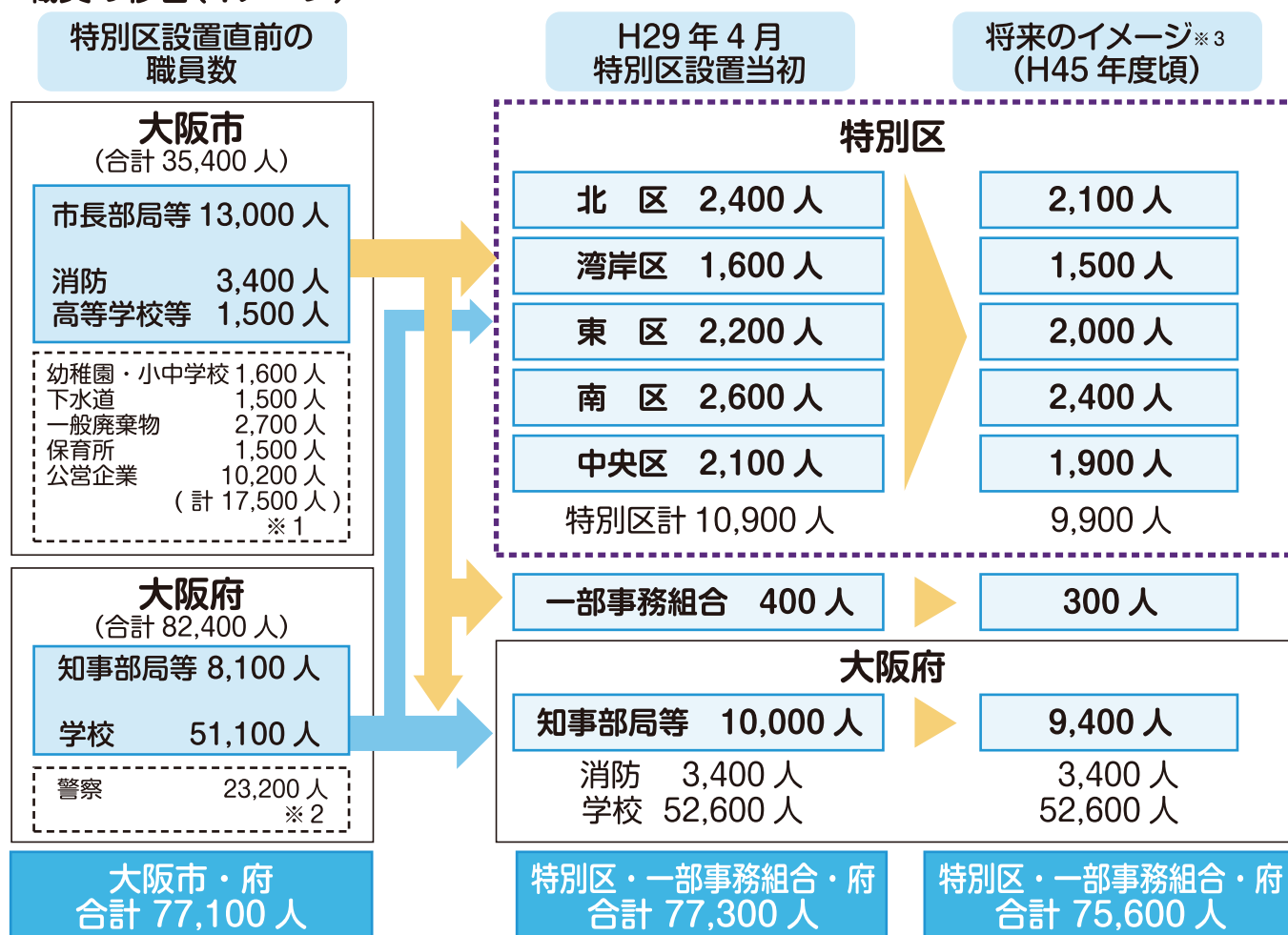


■基本的な考え方

- ◆特別区及び大阪府は、新たな事務の分担に応じ、最適な職員体制を整備します。
 - ・特別区は、中核市並みの権限を持ち、住民に身近な事務を行うことから、近隣中核市※5市をモデルとしたうえで、中核市の権限を上回る事務(児童相談所など)や大阪市の特性(生活保護受給世帯数が多いことなど)を考慮した体制を整えます。
 - ※近隣中核市とは、大阪都市圏にあって30万人以上の人口を有する豊中市、高槻市、東大阪市、尼崎市、西宮市の5市
 - ※湾岸区の職員体制は、同じ大阪湾に面している尼崎市や西宮市を含む近隣中核市を参考にしており、防災や危機管理に必要な体制も確保されます。
 - ・大阪府は、現在大阪府で行っている成長戦略、都市の発展及び大阪全体の安心・安全に関わる事務を引き継いだ後も、なお引き続き、全国でも有数の効率的な体制をめざします。
- ◆特別区の設置を機に、これまでの大阪市、大阪府の組織の枠にとらわれず、適材適所による最適な職員配置を実施していきます。

■特別区では、区長のもと、独立した自治体として運営を行うための行政組織をそれぞれ整備します。

<職員の移管(イメージ)>

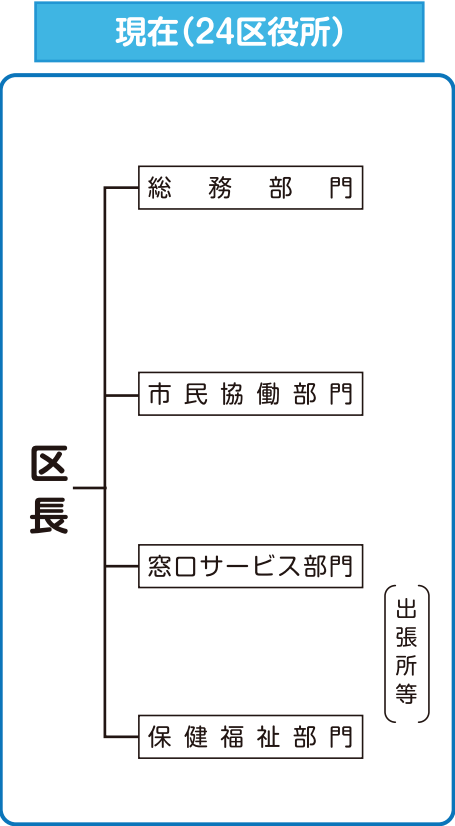


＊職員数については、平成26年7月時点で試算した概数で表しています(退職の動向や民営化等の検討の状況などにより変更があります)

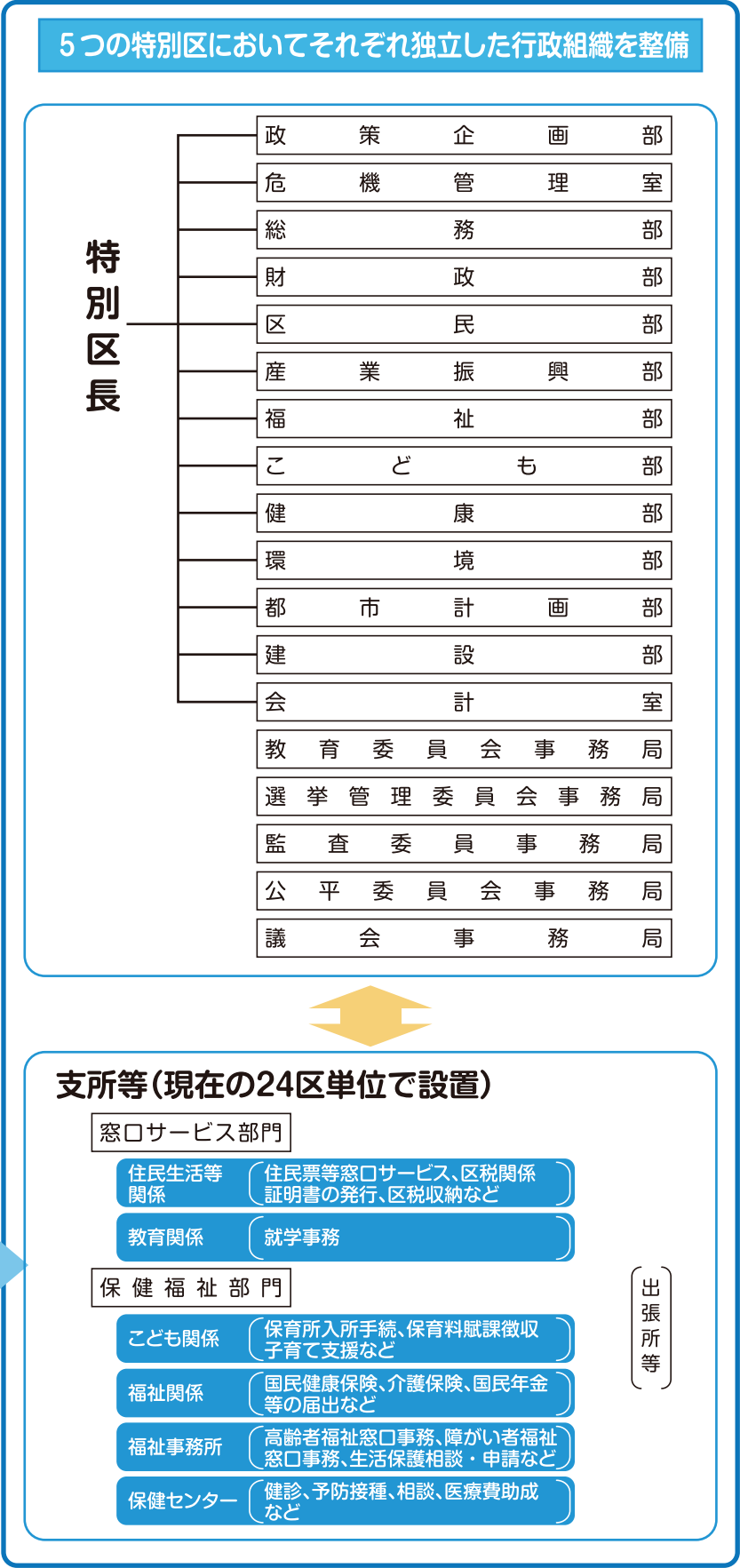
＊大阪市の[]内の職員(※1の計17,500人)については、民営化等を検討しているものです。最下段の合計欄は、この17,500人と大阪府の警察23,200人(※2)を除いています

＊「将来のイメージ」(※3)は、「基本的な考え方」を踏まえて試算したものであり、行政改革(アウトソーシング等)を進めた場合の見込みです

<特別区の行政組織(イメージ)>



※住民の利便性を確保するため、
住民サービスの窓口は維持します。



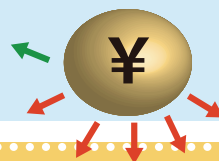
*組織の名称はイメージを表すものであり仮称です

⑦税源の配分・財政の調整

***税源の配分**とは、税金の種類ごとに、特別区の税金なのか、大阪府の税金なのかを決めることです。

財政の調整とは、仕事に必要な財源を特別区と大阪府に分けるとともに、各特別区に配る時には特別区ごとで収入に大きな差がでないように調整することです。

*「⑦税源の配分・財政の調整」では、特別区と大阪府の税源の配分、並びに大阪府と特別区及び各特別区間の財政の調整方法をお示ししています。



■基本的な考え方

- ◆各特別区で必要なサービスの提供ができる財源を確保し、各特別区間の税収格差を是正します。
- ◆大阪府には、大阪市から移管される事務に応じた財源を配分します。

■特別区と大阪府に配分する財源は大阪府の特別会計で管理し、その配分割合（大阪府の条例で定める割合）は、特別区の設置後3年間は毎年、その後は概ね3年ごとに大阪府・特別区協議会（仮称）〔P25参照〕で検証します。

<特別区の財源(イメージ)>

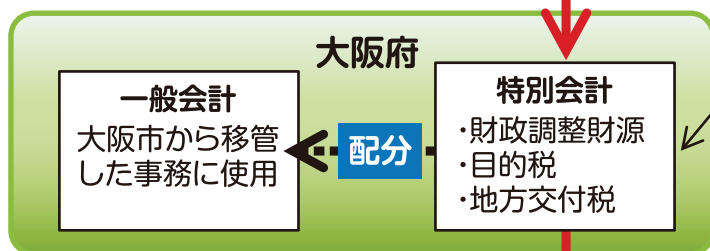
《北区の例》*湾岸区、東区、南区、中央区も同様

みなさんに納めていただく特別区税
・個人市民税
・市たばこ税
・軽自動車税 など

みなさんに納めていただく大阪府税
・法人市民税
・固定資産税
・特別土地保有税
・事業所税
・都市計画税

国

地方交付税



特別区財政調整交付金・目的税交付金
〔各特別区の税収格差を是正〕

*大阪府・特別区協議会（仮称）で協議

北区

湾岸区、東区、南区、中央区
も同様